



- 田 991㎡、畑 5,500㎡を個人が売買する場合の例です。
- 転貸する場合、受人が農地所有適格法人の場合、使用貸借・賃貸借の場合は他にも提出する様式があります。

様式1-2-1

続紙B

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係> **全部効率利用要件：権利取得者又は世帯員等が効率的に耕作するか**

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
自作地	①	52,000	20,000	32,000	②
貸付地					
		所在・地番		地目	
				登記簿	現況
				面積 (㎡)	
				状況・理由	
非耕作地					

使用収益権を有する土地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
自作地	③	75,000	75,000		④
貸付地					
		所在・地番		地目	
				登記簿	現況
				面積 (㎡)	
				状況・理由	
非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「書中地以外の土地」欄の「貸付地」は農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積 **申請地を含めた全耕作地の予定作物**

	田	畑		樹園地	採草放牧地
作付（予定）作物	水稻	花木			
権利取得後の面積(㎡)	100,500	32,991			

(2) 大農機具又は家畜 **機械の所有・リースの状況**

数量	種類	トラクター	田植機(4条植)	コンバイン(4条刈)	
		確保しているもの	所有 50PS 1台 30PS 1台	2台	2台
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース		1台(1条植)		〇〇農業協同組合から資金を借入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等、資金繰りについても記載してください。



(3) 農作業に従事する者

労働力確保の見込み

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 **20**年、農業技術修学歴 年、その他 ()

①は受人が個人の場合

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 4 (農作業経験の状況: 15~30年の農作業従事)
	増員予定: 1 (農作業経験の状況: 農業高校卒業者を採用予定)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 90 (農作業経験の状況: 主に花木出荷作業3~5年の経験者)
	増員予定: (農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間
5 km **通作距離**

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業常時従事要件

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
- (2) 年齢
- (3) 主たる職業
- (4) 権利取得者との関係

} 別紙のとおり

(5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第6号関係>

地域との調和要件: 全ての権利取得に必要

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。(例えば 集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

- (1) 取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をします。
- (2) 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- (3) 地域の農地の利用調整に協力します。
- (4) 農薬の使用方法等について地域の防除基準に従います。